

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和元年10月29日（火）午前8時41分～午前9時28分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、指導担当参事、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 令和元年第4回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題2：第4回市議会定例会の招集期日は、12月3日（火）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 令和元年第4回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (建設管理担当部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 令和元年6月13日、午後3時30分頃、被害者が運転する乗用車が、三ツ木五丁目34番地先、一般市道E第297号線の道路上で、U型側溝のコンクリート蓋に当該車両の右前輪が乗った際、コンクリート蓋が破損し、車両が側溝内へ脱輪したことにより、車軸、バンパー、フェンダー及び右前方ドアが破損する事故が発生した。 車両の修理等に要した費用を当該事故に伴う賠償金として、事故当事者へ263,765円を支払うものである。 示談については、令和元年10月中を予定している。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 専決処分の承認を求めることについて (建設管理担当部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規

定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年8月6日、午前10時40分頃、被害者が運転する乗用車が一般市道A第110号線を西から東へ走行中、中央四丁目1番地先において、対向車を避けようと、道路北側に寄って進行した際、U型側溝から外れ路上に放置されていたグレーチングに当該車両が乗り上げたことにより、当該グレーチングが跳ね上がり、左前方ドアに衝突し、ドア及びボディを破損する事故が発生した。

当該事故の過失割合は市が8割、事故当事者が2割であり、損害額の総額273,336円のうち、市の過失による損害額に相当する218,668円を事故当事者へ支払うものである。

示談については、令和元年10月中を予定している。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 武蔵村山市下水道事業の設置等に関する条例

(建設管理担当部長説明)

武蔵村山市下水道事業が令和2年4月1日から地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の財務規定等を適用することに伴い、必要な事項を定める必要があるため、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市下水道事業が地方公営企業法の財務規定等を適用し、官庁会計から公営企業会計へ移行することに伴い、必要な事項を条例で定めるものである。

施行期日については、令和2年4月1日からとし、新設条例のため、例規文書審査会に付議する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 武蔵村山市下水道事業建設基金条例の一部を改正する条例

(建設管理担当部長説明)

武蔵村山市下水道事業が令和2年4月1日から地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の財務規定等を適用することに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市下水道事業が地方公営企業法の財務規定等を適用し、官庁会計から公営企業会計へ移行することに伴い、公営企業会計の文言に整理をするものである。

施行期日については、令和2年4月1日とし、武蔵村山市下水道事業の設置等に関する条例(新規条例)の附則において改正す

る予定である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 武蔵村山市特別会計条例の一部を改正する条例

(財政担当部長説明)

武蔵村山市下水道事業が令和2年4月1日から地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の財務規定等を適用することに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市下水道事業が地方公営企業法の財務規定等を適用し、新たに設置条例を設けることに伴い、当該事業を武蔵村山市特別会計条例から除く旨を規定するものである。

施行期日については、令和2年4月1日とし、武蔵村山市下水道事業の設置等に関する条例(新規条例)の附則において改正する予定である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 武蔵村山市組織条例の一部を改正する条例

(企画財務部長説明)

行政組織の簡素化・効率化を図るとともに、新たな行政需要や課題に対応するための体制の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

概要について、1点目は企画財務部の名称を企画財政部に変更するものである。2点目は子ども家庭部を設置するものである。3点目は子ども家庭部の設置に伴い、健康福祉部の所掌事務を再編するものである。

施行期日については、令和2年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の施行による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、成年被後見人等の人権を尊重するため、地方公務員法第16条各号に定めている欠格条項から成年被後見人等

が除外されたことに伴い、当該条文を引用している本条例の規定を整備するものである。

施行期日については、令和元年12月14日からとする。

なお、本条例と同様の規定の整備を必要とする条例は、庁議付議事案一覧番号9番、10番、11番が該当し、これらについては整理条例として一括して提出する予定である。

ただし、武蔵村山市消防団条例の一部を改正する条例については、今般の法律改正以外の部分も改正する必要があるため、整理条例として提案が可能であるか検討している。従来から同じ法律が原因で生じた条例改正については、整理条例としてまとめて提案しているため、可能な限りまとめて提案する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

一般職の職員の勤勉手当の支給割合を改め、及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要について、1点目は再任用以外の一般職の職員の勤勉手当の年間支給割合を100分の5引き上げて、100分の205とするものである（再任用の一般職の職員については100分の100とする。）。また、令和2年度以降の勤勉手当の支給割合を、6月期及び12月期が均等になるよう改めるものである。2点目は成年被後見人等の人権を尊重するため、地方公務員法第16条各号に定めている欠格条項から成年被後見人等が除外されたことに伴い、本条例中、成年被後見人等になったことにより欠格条項に該当して失職した場合に期末手当及び勤勉手当を支給する規定を設けているが、これを理由に失職することがなくなったため、当該規定を改めるものである。

施行期日について、1点目は公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用させる。ただし、割合の均等化については、令和2年4月1日からとする。2点目は令和元年12月14日からとする。

職員の給与改定については、東京都人事委員会の勧告に準じて実施している。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

(環境担当部長説明)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行による廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別することのないよう、資格要件に係る欠格条項が改められたことに伴い、所要の改正を行うものである。

施行期日については、令和元年12月14日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(子ども家庭担当部長説明)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、児童福祉法に規定する養育里親及び養子縁組里親並びに保育士の欠格事由について、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたため、本条例で引用する第24条第2項第2号中、「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改めるものである。

施行期日については、令和元年12月14日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市消防団条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要について、1点目は第5条の欠格条項から第1号の成年被後見人又は被保佐人を削るものである。2点目は第6条の失職から第1号の後見開始又は補佐開始の審判を受けたときを削るものである。3点目はその他規定の整備を図るものである。

施行期日については、令和元年12月14日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 武蔵村山市常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改める必要があるので、本案を提出する。

概要について、1点目は常勤の特別職の職員の期末手当の年間支給割合を100分の5引き上げて、100分の465とするものである。2点目は令和2年度以降の期末手当の支給割合を、6月期及び12月期が均等になるよう改めるものである。

施行期日について、1点目は公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用させる。2点目は令和2年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 武蔵村山市民総合センター設置条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長説明)

子ども・子育て支援センターを設置し、及びボランティア・市民活動センターの休業日を改める必要があるので、本案を提出する。

概要について、1点目は保健福祉総合センターに設置する施設のうち、「子ども家庭支援センター」を「子ども・子育て支援センター」に改めるものである。2点目は子ども・子育て支援センターを構成する子ども家庭支援センター及び子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」の事業の内容、利用時間及び休業日を定めるものである。3点目はボランティア・市民活動センターの休業日のうち、月曜日を日曜日に改めるものである。

施行期日については、令和2年4月1日からとする。

なお、子育て世代包括支援センターハグはぐ・むらやまが移転することに伴い、保健相談センターお伊勢の森分室が空くこととなるが、防衛省の補助金が財産処分制限期間満了前のため、廃止をせずに存置し、改正しないこととする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 武蔵村山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例

(健康福祉部長説明)

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）、災害弔慰金の支給に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第61号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令（令和元年内閣府令第22号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要について、1点目は災害援護資金の償還免除に破産手続開始の決定等を加えるものである。2点目は災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を設置するものである。3点目はその他政令の改正に伴い規定を整備するものである。

施行期日については、公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 武蔵村山市営住宅条例の一部を改正する

(都市整備部長説明)

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に伴い、連帯保証人に関する規定を削除する必要があるので、本案を提出する。

概要については、市営住宅への入居の円滑化を図るため、第11条第1項第1号の連帯保証人に関する規定を削るとともに、同条第3項を削るものである。

施行期日については、令和2年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(16) 令和元年度武蔵村山市一般会計補正予算（第5号）

(財政担当部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

	<p>内容等については、現在精査中である。</p> <p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>(17) 令和元年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>(市民部長説明)</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。</p> <p>内容等については、現在精査中である。</p> <p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>(18) 令和元年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)</p> <p>(市民部長説明)</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。</p> <p>内容等については、現在精査中である。</p> <p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>(19) 市道路線の一部廃止について</p> <p>(建設管理担当部長説明)</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定により、本案を提出する。</p> <p>区画整理事業に伴い、市道路線の始点を変更し、供用廃止するものである。</p> <p>変更区域について、路線名は主要市道第55号線、現在の起点は榎三丁目89番地先、終点は本町二丁目123番地先、幅員は2.73メートルから6.00メートル、延長は1140.06メートルであるが、新起点として榎三丁目59番地先、終点は本町二丁目123番地先、幅員は2.73メートルから6.00メートル、延長は778.99メートルとする。</p> <p>廃止区域について、路線名は主要市道第55号線、起点は榎三丁目89番地先、終点は榎三丁目59番地先、幅員は3.64メートルから6.00メートル、延長は361.07メートルである。</p> <p>(結 論)</p>
--	--

提出議案として決定する。

(20) 市道路線の認定について

(建設管理担当部長説明)

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

区画整理事業に伴い、市道路線として認定するものである。路線名は一般市道C第139号線、起点は榎三丁目83番地先、終点は榎三丁目98番地先、幅員は6.00メートル、延長は62.10メートルである。

(質 疑)

- 一般市道C第139号線の起点・終点及び延長について、資料の図面と庁議付議事案に記載されている内容が異なっているが、正しいのはどちらか。
- 庁議付議事案が正しいため、資料の図面を修正する。
- 主要市道第55号線の一部廃止について議会で可決されない場合、一般市道C第139号線についても可決されなくなるのか。
- 可決されなくなる。
- 主要市道第55号線の一部廃止と一般市道C第139号線の認定については、一括審議としても良いか。
- 一括審議で良い。

(結 論)

提出議案として決定する。

(21) 市道路線の認定について

(建設管理担当部長説明)

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

開発行為に伴い（寄付の申し出を受け）、市道路線として認定するものである。路線名は一般市道D第260号線、起点・終点ともに中原三丁目32番地先、幅員は5.00メートル、延長は4.41メートルである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(22) 市道路線の一部廃止について

(建設管理担当部長説明)

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、本案を提出する。

払下げ要望に伴い、市道路線の終点を変更し、供用廃止するものである。

変更区域について、路線名は一般市道A153号線、現在の起点は神明四丁目124番地先、終点は神明四丁目125番地先、幅員は1.82メートル、延長は42.22メートルであるが、新起点として神明四丁目124番地先、終点は神明四丁目126番地先、幅員は1.82メートル、延長は5.1メートルとする。

廃止区域について、路線名は一般市道A153号線、起点は神明四丁目126番地先、終点は神明四丁目125番地先、幅員は1.82メートル、延長は37.12メートルである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(23) 市道路線の廃止について

(建設管理担当部長説明)

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、本案を提出する。

払下げ要望に伴い、市道路線として廃止するものである。路線名は一般市道B第151号線、起点・終点ともに学園三丁目96番地先、幅員は1.82メートル、延長は14.36メートルである。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 教育委員会委員の任命について

(企画財務部長説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、本案を提出する。

武蔵村山市教育委員会の委員が、令和元年12月31日付で任期満了となるので、後任の委員を任命するものである。

教育委員会委員の任期は、令和2年1月1日から令和5年12月31日までの4年間とし、任命する委員は1名である。

なお、本議案は追加予定で、教育委員会委員の大野 順布氏の任期満了によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

	<p>【報告事項】</p> <p>(1) 専決処分の報告について (健康福祉部長説明)</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。</p> <p>概要については、平成31年1月18日（金）、午前10時10分頃、東京都多摩立川保健所を訪問するため、職員が立川市道2級4号線を北から南へ向かい車両で走行し、曙町二丁目交差点を直進するため、車線を変更したところ、変更先の車線後方を走行していた車両と接触し、当該車両の左前部及び庁用自動車の右前部を損傷する事故が発生したが、令和元年10月7日付で、相手車両の損害賠償金194,588円を市が支払い、庁用自動車の損害賠償金15,400円を相手方が支払う旨の示談が成立し、同日付で、地方自治法第180条第1項の規定に基づき「損害賠償の額の決定及び和解」の専決処分を行ったことから、専決処分の報告をするものである。</p> <p>なお、当該損害賠償金については、市が加入している公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済から、全額補填されることとなっているものである。</p> <p>専決処分年月日は令和元年10月7日、専決番号は令和元年専決第8号である。</p> <p>（結 論）</p> <p>報告事項として決定する。</p> <p>議題2 その他</p> <p>(1) 令和元年第4回市議会定例会の招集期日について</p> <p>令和元年第4回市議会定例会は12月3日（火）が招集期日である。</p>
--	--

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課（内線：374）</p>
--------------	----------------------------

（日本工業規格A列4番）